

(提出先) 平塚市長

# 児童手当・特例給付 認定請求書

R5.1~

受給者  
コード

令和 年 月 日提出

公金受取口座を利用する  
(利用する者は口座情報の記入不要)

請 求 者	フリガナ 氏名	生年月日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日	請求者個人番号				支払希望金融機関 銀行 信用金庫 農協 支店				
	【同意欄】私に関する情報を公簿等により閲覧することに同意します。	男・女	ア. 会社員 イ. 公務員 ウ. その他 ( )	勤務先名称		預金種別 普通	口座番号		口座名義人(カタカナ) [請求者名義に限る]		
	現住所 平塚市	電話 ( )	父・母	転入年月日		1月1日の住所地(現年)	1月1日の住所地(前年)	<input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 監護 <input type="checkbox"/> 受給者変更 <input type="checkbox"/> その他 ( )		不備書類 保 <input type="checkbox"/> (通) 別監 戸附 同 その他 ( )	
配 偶 者	フリガナ 有 無	生年月日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日	ア. 会社員 イ. 公務員 ウ. その他 ( )	配偶者個人番号				請求者 連携 照会 戸籍 パス		不備解消 窓・〒 . . . 同意確認 請求者・配偶者	
	同居・別居	男・女	同居・別居	配偶者個人番号		扶養人数	合計所得 児手 特例		提出	督促	
	氏名(フリガナ)	続柄	生年月日	同居・別居	監護	生計	児童処理コード	所得制限	保留	却下	
十 八 歳 未 満 の 児 童		平成 年 月 日	同居	有	同一	3歳未満 3歳~小学生 中学生 算定	控除	備考	FC	税照会	
		令和 年 月 日	別居	無	維持			保留 取下	決定		
		平成 年 月 日	同居	有	同一	3歳未満 3歳~小学生 中学生 算定					
		令和 年 月 日	別居	無	維持				海外	公務員	
		平成 年 月 日	同居	有	同一	3歳未満 3歳~小学生 中学生 算定	配偶者	連携照会 戸籍 パス	婚姻日 離婚日・調停日 年月日	養子縁組日 別居(同居)・世帯分離日 年月日	DV 父母指定
		令和 年 月 日	別居	無	維持	3歳未満 3歳~小学生 中学生 算定	扶養人数	控配	前受給者コード	別監	養育者
健康保険証コピー 貼り付け欄		<加入している年金の種類>									
		ア. 厚生年金保険 ※次の共済組合員である場合は選択してください。 <input type="checkbox"/> 私立学校教職員共済 <input type="checkbox"/> 国家公務員共済 <input type="checkbox"/> 地方公務員等共済 イ. 国民年金 ウ. その他 ( )									
		人数	金額	人数	金額	前受給者氏名					
			15,000		10,000						
認定		特例給付		人数	金額	前住所地・前受給者の消滅日 <input type="checkbox"/>					
			5,000			月分まで R 年 月 日 市区町村 <input type="checkbox"/> 別紙 様確認済み					
定		支給対象児童数	手当月額	被用区分		受付年月日					
		令和 年 月				受付No.					
		令和 年 月				認定・却下毎月日					
支給開始年 月		□ 月末特例		確認		受付					

## 注意

- 1 「氏名」の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 「住所」の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を上欄に記入してください。  
また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を右欄に記入してください。
- 3 「請求者個人番号」の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 「性別」、「生年月日」、「職業」、「配偶者の有無」、「加入している年金の種類」、「譲渡所得」の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 5 配偶者の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。  
「1月1日の住所地」の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を右欄に記入してください。
- 6 「十八歳未満の児童」の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 7 児童が海外に留学している場合は、「十八歳未満の児童」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 8 「十八歳未満の児童」の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。  
ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。  
イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 9 「加入している年金の種類」の欄は、請求者の請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。  
ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。  
イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限り。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 10 所得の欄は、市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を、また〔 〕内には、このうち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。  
なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。  
いずれもない場合は、「なし」と記入してください。
- 11 「譲渡所得」の欄は、請求者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額、短期譲渡所得金額及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入して下さい。  
なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦、ひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入して下さい。
- 12 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。以下同様です。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。  
ア 児童が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの  
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類  
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類  
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類  
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類  
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類  
（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）  
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類  
ク 請求者が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書  
ケ 「10」の後段に該当する児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類  
コ 3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

## 備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。